

亀山市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月13日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第20号

亀山市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の通勤手当に関する規則（平成17年亀山市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号中「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）」に改める。

第16条第2項中「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき」を削り、「）は」を「）には」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の亀山市職員の通勤手当に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（支給単位期間に係る経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の亀山市職員の通勤手当に関する規則第14条第1項第3号に規定する地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この項において「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。